

東京都公安委員会告示第 2107号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 6 月 16 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 7 月 14 日

4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

柳田 啓輔
ALLABERGANOV KAKHRAMON ULUGBEKOVICH
SULTONOV MUKHAMMADALI RAKHMATULLA UGLI
ALLABERGANOV KAKHRAMON ULUGBEKOVICH
株式会社キックバル
大野 真俊
角田 真弓
AMPE VIDANALAGE SUNIL MAHINDA ABEYWICKRAMA
熊谷 渉

放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-102-260523-412103)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-106-260404-408191)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-106-260406-204164)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-106-260502-408355)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-332-260410-207322)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-333-260523-412865)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-436-260509-212557)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-442-260214-201343)
放 置 違 反 金 の 納 付 命 令 に 関 する 件 (第 30-661-260517-406083)